

① 福島復興

施策フレーム（総括）①福島復興

着実な事故対応を継続。

避難指示解除から、本格復興に向けて官民を挙げて支援を強化。

	エネ基・ミックス等 での方針	進捗	今後の方向性
福島第一原子力発電所 事故への対応	廃炉・汚染水対策 中長期ロードマップ等に基づく措置 を実施	<ul style="list-style-type: none">中長期ロードマップの第一期が完了（2013年11月）第二期の作業が進捗中（使用済燃料取り出し、燃料デブリ確認）原賠機構法改正（廃炉業務追加、事故事業者の積立金制度、立入検査）	<ul style="list-style-type: none">廃炉：使用済み燃料取り出しの開始、燃料デブリ取り出し方針決定汚染水：3つの基本方針（近づけない、漏らさない、取り除く）の下、汚染水対策の推進
	原子力損害賠償 十分な賠償	<ul style="list-style-type: none">要賠償額：8兆3,664億円（2016年12月時点）賠償実績：7兆107億円（2017年3月時点）	<ul style="list-style-type: none">引き続き適切かつ迅速な賠償に努める
	東京電力と国の役割分担、 東電改革	<ul style="list-style-type: none">福島原発事故に関連して確保すべき資金（22兆円）の負担スキームの提示福島への責任を果たすための東電改革提言のとりまとめ	<ul style="list-style-type: none">福島事業を東京電力存続の原点と見なした経済事業と福島事業とのブリッジの構築
	避難指示解除の加速	<ul style="list-style-type: none">帰還困難区域と一部を除き避難指示解除	<ul style="list-style-type: none">帰還困難区域内に特定復興再生拠点区域を設置し、取組加速
福島の再生・復興	被災事業者の自立支援、 風評被害対策	<ul style="list-style-type: none">福島特措法改正（官民合同チーム体制強化、風評被害払拭に向けた実態調査、指導助言等の措置）	<ul style="list-style-type: none">引き続き、支援の充実を図る
	復興支援	<ul style="list-style-type: none">新産業創出（福島イノベーションコースト構想、福島再エネ構想）	

施策フレーム（詳細）①福島復興 ～これまでの取組と成果～

オンサイト：1 Fの安全・着実な廃炉に向け、ロードマップを策定し、前進。

オフサイト：避難指示解除が進展し、復興に向けた政策実行に着手。

<オンサイト>

	実行した政策	成果
スケジュール	・中長期ロードマップの策定	・策定(11年12月) ・改訂（1回目:12年7月、2回目:13年6月、3回目:15年6月）
廃炉対策	・使用済み燃料取り出しに向けた取組の推進 ・燃料デブリ取り出しに向けた炉内状況把握や技術開発等	・4号機の使用済み燃料取り出し ・1号機から3号機における炉内状況把握のための取組の進展
汚染水対策	・3つの基本方針（近づけない、漏らさない、取り除く）に沿った予防的・重層的な取組 －サブドレン稼働、凍土壁造成 －海側遮水壁設置、溶接型タンクの増設 －多核種除去設備（ALPS）等による汚染水浄化	・建屋への地下水流入量 約400t/日→約120t/日 ・周辺海域の放射性物質濃度 約1万Bq/L→検出限界値（0.7Bq/L）未満 ・敷地境界の追加的な実効線量 約11mSv/年→1mSv/年未満

<オフサイト>

	実行した政策	成果
避難指示の解除と帰還・復興の加速化	・復興庁や環境省などの各省庁と連携し、避難指示解除や帰還等に向け支援	・双葉町と大熊町を除いた全ての避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示の解除
福島イノベーション・コースト構想の推進	・企業立地補助金等を活用した企業誘致 ・福島特措法改正による推進体制強化等	・企業立地補助金等により、福島県全域で522件、2,305億円を交付決定（平成29年6月末時点） ・改正福島特措法に基づく福島復興再生協議会の分科会、関係閣僚会議の設置
事業・なりわいの再建	・福島相双復興官民合同チームの創設及び体制強化	・4,700者を超える事業者訪問、コンサルティング支援724事業者、設備投資等支援615事業者を実施(平成29年7月末時点)
農林水産物等の風評被害の払拭	・「福島県産農林水産物の風評被害払拭対策協議会」を創設し、農水省、復興庁と連携した風評被害払拭に向けた活動を実施	・DVDを31カ国の要人に手交、YouTubeで日本語版動画が5580回再生（29年7月27日現在）

施策フレーム（詳細）①福島復興 ～更なる課題と今後の方向性～

福島の復興・再生に向け、政府の最重要課題として、引き続き全力を尽くす。

<オンサイト>

	更なる課題	今後の取組・方向性
スケジュール	中長期ロードマップに基づく対策の安全かつ着実な実施	中長期ロードマップの進捗状況を踏まえた改訂
廃炉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み燃料取り出し ・燃料デブリ取り出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃炉実現に向けた研究開発支援等の継続的な実施 ・燃料デブリ取り出し方針の決定（2017年9月目途）
汚染水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染水発生量の更なる低減 ・多核種除去設備（ALPS）等処理水の取扱い ・建屋内滞留水の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・凍土壁閉合による建屋流入量の抑制 ・多核種除去設備（ALPS）等処理水の長期的な取扱いの決定に向けた社会的な観点も含めた総合的な検討 ・2020年内に建屋内滞留水の処理完了

<オフサイト>

	更なる課題	今後の取組・方向性
避難指示の解除と帰還・復興の加速化	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示解除後の更なる復興加速化 ・帰還困難区域の復興・再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興庁等の各省庁と連携した生活支援を実施 ・帰還困難区域内に特定復興再生拠点区域を設置し取組加速
福島イノベーション・コースト構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産業集積の実現 ・プロジェクト具体化など構想の更なる推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地、地元企業の参画を通じた産業集積の実現 ・改正福島特措法に基づく福島復興再生協議会の分科会や関係閣僚会議等の新たな枠組み下での構想の推進
福島新エネ社会構想の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福島イノベーション・コースト構想における再エネ等の取組加速化 ・福島全県を、未来の新エネ社会を先取りするモデル創出の拠点に 	<ul style="list-style-type: none"> ・送電網増強等による福島県における再エネ導入拡大 ・再エネ由来水素を活用した水素社会の実現に向けたモデル構築 ・スマートコミュニティの構築とその全県大への展開
事業・なりわいの再建	<ul style="list-style-type: none"> ・福島相双復興官民合同チームと連携した、原子力被災地域の事業再開等への支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民合同チームの体制強化等を通じた継続的な取組
農林水産物等の風評被害の払拭	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物等の風評被害の払拭の実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・風評払拭対策協議会を通じ、農林水産省、復興庁、福島県等と連携して風評払拭や販路の回復・拡大に向けた取り組みを強化

福島復興加速指針（2013年12月）

1. 安倍政権の福島再生への基本方針

東日本大震災からの一日も早い復興・再生を最優先、
とりわけ原子力災害からの福島の復興・再生に向け全力を挙げて取り組む

2. これまでの主な取組み

12市町村の
区域見直しの完了

【3月7日】原災本部決定 ○富岡町 ○葛尾村 ○浪江町
【5月7日】原災本部決定 ○双葉町
【8月7日】原災本部決定 ○川俣町（12市町村すべてで区域見直しが完了）

線量水準に応じた
防護措置の検討

8月28日
原子力規制委員会
「帰還に向けた安全・安心対策に
関する検討チーム」発足
11月20日
「帰還に向けた安全・安心対策に
関する基本的考え方」を政府に提出
・帰還後は個人線量重視
・健康不安対策等を充実しつつ、
生活する中で長期的に年間1ミリ
を目指す

賠償の追加の検討

5～6月
原子力損害賠償紛争審査会
委員による現地調査、審査会の現地開催
→新しい賠償指針の策定検討開始
12月 9日 指針骨子案の提示
・帰還時の住居建替え等に伴う追加賠償
・新生活拠点での住居取得に伴う追加賠償
・帰還困難区域等の精神的損害の一括賠償
12月26日 指針の決定（予定）

汚染水問題への対応の検討

4月26日 汚染水処理対策委員会発足
9月 3日 「汚染水問題に関する基本方針」決定
9月10日 廃炉・汚染水対策関係閣僚会議
12月10日 汚染水処理対策委員会にて、予防的・
重層的な対策に係る報告書とりまとめ
12月20日 「廃炉・汚染水問題に対する追加対策
とりまとめ

3. 今後の対応の全体像のとりまとめに当たっての3つの基本的な方向性

- (1) 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える
- (2) 福島第一原子力発電所の事故収束に向けた取組を強化する
- (3) 国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する（国と東電の役割分担）

福島復興加速指針の改定（2015年6月）

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月20日 閣議決定・原子力災害対策本部決定)策定後の状況

平成25年12月「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」策定

(1) 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える

○早期帰還支援

- ①安全・安心対策(被ばく低減、健康相談など)
- ②帰還に必要な十分な賠償の追加
- ③福島再生加速化交付金による帰還に向けた環境整備
- ④復興の動きと連動した除染
- ⑤避難指示解除の具体化

○新生活支援

- ①新生活に必要な十分な賠償の追加
- ②町内外の復興拠点の整備
- ③帰還困難区域の今後の取扱いを地元と検討
- ④中長期・広域の将来像の策定

(2) 福島第一原発の事故収束に向けた取組(廃炉・汚染水対策)を強化する

(3) 国が前面に立って原子力災害からの福島の再生を加速する(国と東電の役割分担)


その後の福島復興の主な進捗

- ・避難指示等の解除: **田村市(26年4月)・川内村(26年10月)の避難指示解除の実現**
南相馬市の特定避難勧奨地点解除(26年12月)
- ・インフラ・教育の復興: **国道6号の一般通行の再開(26年9月)**、**常磐自動車道の全線開通(27年3月)**
福島県立ふたば未来学園高等学校の開校(27年4月)
- ・除染(帰還困難区域除く): **田村市・川内村・楢葉町・大熊町で面的除染終了**、**葛尾村・川俣町で宅地除染終了**
- ・中間貯蔵: **地元へ中間貯蔵施設への搬入を受入れていただき、除去土壌等の搬入を開始(27年3月)**
- ・廃炉・汚染水対策: **4号機の使用済燃料の取り出し完了(26年12月)**、**汚染水対策の進捗**

さらなる復興加速に向け対応すべき主な課題

- ・未だ復興に向けた道筋が見えないとの声が依然として地元には存在
- ・発災から4年以上が経過し、長期避難に伴う課題も顕在化(避難者の心身の健康状態の悪化、住宅の劣化など)
- ・被災事業者等は、事故前に比べた顧客・取引先の減少や、長引く風評被害等により厳しい事業環境が継続

<策定の経緯>

- ✓ 原子力災害からの福島復興の加速に向けて（閣議決定 平成25年12月20日）
 - ✓ 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（閣議決定 平成27年6月12日）
- 
- ✓ 今回、福島復興の加速に向けて、地元の御要望や与党の提言なども踏まえ、新たに基本指針を策定

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する

- 総合的・重層的な防護措置の取組、生活支援相談の充実など、帰還に向けた安全・安心対策
- 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- 29年3月までの解除に向けあらゆる施策を総動員
- 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援等

2. 帰還困難区域の復興に取り組む

- 特定復興拠点を整備する計画等を盛り込んだ福島特措法の改正法案の国会への提出。
- 整備計画の下で除染とインフラ整備を一体的に行う仕組みの整備。

- 整備計画の実施に係る費用の負担については
 - ・将来にわたって居住を制限することを原則とした区域として設定され、東京電力がすでに賠償を行ってきたこと
 - ・こうした中、地元からの要望や与党からの提言等を踏まえ、政府は新たに住民の居住を目指す復興拠点を整備する方針を示したこと
 - ・復興拠点の整備は、国の新たな政策決定を踏まえ、新たなまちづくりとして実施することから東京電力に求償せず、国の負担により実施。
- 除染・解体は除染特措法に基づく事業とは区別して整理したうえで国が実施。
- インフラ整備事業は国において必要な措置を講じ、市町村等で実施。
- 避難先におけるきめ細かな生活支援の取組を継続的に後押し。等

3 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する

- 福島イノベーション・コースト構想の推進のため、福島特措法に同構想を位置付け。
- 「福島新エネ社会構想」をとりまとめ、構想の実現に向けた取組を推進。
- まちの復興等の帰還環境整備に取り組む法人の福島特措法への位置付け。 等

4. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

- 官民合同チームが継続的・持続的に活動できるよう、福島相双復興推進機構を福島特措法に位置付け。
- 帰還困難区域の事業者の事業再開の後押しに向けてご事情に配慮した適切な措置。
- 流通段階の風評被害の実態等の調査とそれに基づく適切な措置を行うこととし、その旨を法的に位置づけ。
- 農林業賠償等について、国は、東京電力に対し、損害がある限り賠償するという方針の下、適切な賠償等を指導。 等

5. 廃炉・汚染水対策に万全を期す

- 安全確保を大前提に、長期的にリスクが確実に下がるよう、優先順位を付けて対応。
- 国が前面に立つことが必要な研究開発等を支援。
- 国内外に対し、廃炉・汚染水対策の進捗状況などについて迅速かつわかりやすく情報を公開 等

6. 国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たす～賠償、除染、廃炉等に関する中長期的かつ安定的な対応～

- 東京電力は福島への責任を貫徹するため、非連続な経営改革を断行。
- これにより廃炉、賠償、除染のための資金を確保するとともに、官民合同チームによる取組等に対して、人的・資金的な点も含め、福島の復興推進に貢献。
- 国は、託送料金の見直し、廃炉に係る資金を管理する積立金制度の創設など、必要な制度整備を実施。 等

福島復興再生基本方針（2017年6月）

<趣旨>

- 福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針。
- これまでの取組による福島の復興の現状や平成29年福島特措法改正法案の内容等を踏まえつつ、今後、福島において重点的に取り組むべき事項を明らかにする。

<概要>

原子力災害からの復興・再生の意義・目標

- 原子力災害被災地域では、避難指示解除に向けた取組が進んでおり、本格的な復興のステージへ移行。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって取り組む。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

各取組の概要

※赤字は今回の法改正に伴うもの

● 避難解除等区域の復興・再生	・産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、 福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還環境整備推進法人 の帰還環境整備事業への参画
● 特定復興再生拠点区域復興再生計画	・ 道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	・健康管理調査、除染等の措置等、健康増進等の支援、 いじめの防止のための対策 、医療・福祉サービスの確保、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	・農林水産業や中小企業の復興・再生、 商品の販売等の不振の調査 、職業指導等、観光復興、風評被害対策
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	・研究開発の推進、企業立地の促進、 福島イノベーション・コースト構想 及び福島新工ネ社会構想に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	・東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関し必要な事項	・鳥獣被害対策、 地域公共交通網の形成支援 等 ・国、県及び市町村間の連携等

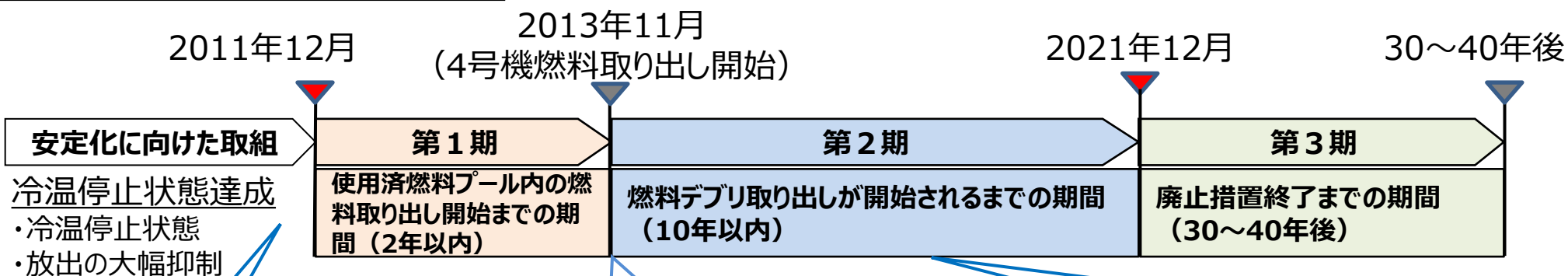
<基本方針の見直し>

- 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、基本方針を速やかに変更しなければならない。（法第5条）
- 福島県知事は、内閣総理大臣に対し、基本方針の変更についての提案をすることができる。（法第6条）

中長期ロードマップにおける廃炉に向けた工程について

- 福島第一原発の廃炉・汚染水対策は、同原発を所有する原子力事業者であり、事故を起こした東電自らが責任を持って行うことが大原則。
- 他方、**世界でも前例のない技術的に困難な取組であり、国も前面に立って、安全かつ着実に対策を進めていく。**
- 具体的には、①体制面の強化（原子力損害賠償支援機構に廃炉支援業務を追加）、②「**中長期ロードマップ**」を策定し、定期的に進捗を管理、③**技術的難易度の高い研究開発**の支援等を実施。

中長期ロードマップ（2015年6月改訂）の工程



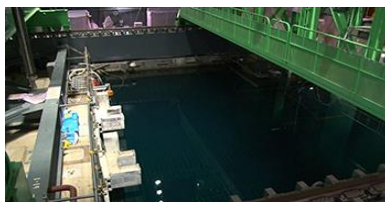
- 継続的な注水で、原子炉の冷却維持。
- 窒素封入により水素濃度を抑える等、原子炉の安定状態を維持。

現在

継続的に注水・冷却することで、安定状態を維持。



2013年11月18日より、第1期の目標とされた4号機使用済み燃料プールからの燃料取り出しを開始。
(2014年12月22日完了)



【4号機使用済燃料プール内】

各対策毎に、直近の目標工程を設定。

【汚染水対策】
建屋内滞留水の処理完了 2020年内

【燃料取り出し開始】
1号機 2020年度
2号機 2020年度
3号機 2018年度中頃

【燃料デブリ取り出し】
取出し方針の決定 2017年夏頃
初号機の取出し方法確定 2018年度上期

(参考) 現行中長期ロードマップ (2015年6月12日改訂) における目標工程

■ 大枠の目標(青字)を堅持した上で、優先順位の高い対策について、直近の目標工程(緑字)を明確化

全体	廃止措置終了	30～40年後
汚染水対策	建屋内滞留水の処理完了	2020年内
取り除く	敷地境界の追加的な実効線量を1mSv/年未満まで低減	2015年度
	多核種除去設備処理水の長期的取扱いの決定に向けた準備開始	2016年度上半期
近づけない	建屋流入量を100m ³ /日未満に抑制	2016年度
漏らさない	高濃度汚染水を処理した水の貯水は全て溶接型タンクで実施	2016年度早期
滞留水処理	建屋内滞留水中の放射性物質の量を半減	2018年度
燃料取り出し	使用済燃料の処理・保管方法の決定	2020年度頃
	1号機燃料取り出しの開始	2020年度
	2号機燃料取り出しの開始	2020年度
	3号機燃料取り出しの開始	2017年度
燃料デブリ取り出し	号機毎の燃料デブリ取り出し方針の決定	2017年9月目途
	初号機の燃料デブリ取り出し方法の確定	2018年度上半期
	初号機の燃料デブリ取り出しの開始	2021年内
廃棄物対策	処理・処分に関する基本的な考え方の取りまとめ	2017年度

中長期ロードマップ見直しの考え方

- ◇ 現行の中長期ロードマップに盛り込まれた対策については、**一部に遅れはあるものの、概ね対策は着実に進捗している。**
- ◇ 中長期ロードマップは、今後の現場状況や研究開発成果等を踏まえ、継続的に検証を加えながら見直すこととしている。
- ◇ 見直しにあたっては、以下を踏まえる必要がある。
 - **本年9月を目途に「号機毎の燃料デブリ取り出し方針」を決定すること**
 - **廃棄物について、今年度内に、「処理・処分に関する基本的な考え方」を取りまとめること**
 - **その他の対策も、進捗状況を踏まえ、新たな目標の設定や追加すべき対策の実施等により、進捗を加速させること**
- ◇ また、**燃料デブリ取り出し分野や廃棄物分野を中心に、機構の「技術戦略プラン」の内容も踏まえる。**

<見直しの考え方>

全体 (構成、リスク低減や安全確保の考え方等)	リスク低減や安全確保の考え方を堅持
汚染水対策	これまでの対策の実施状況を踏まえ、より着実に進めるための課題を明確化
使用済燃料取り出し	足下の進捗状況等を踏まえ、今後の作業工程を検証
燃料デブリ取り出し	機構の「技術戦略プラン」を踏まえる形で「燃料デブリ取り出し方針」を決定し、反映
廃棄物対策	機構の「技術戦略プラン」を踏まえる形で「基本的考え方」を取りまとめ、反映
その他 (労働環境、研究開発・人材育成、国際、コミュニケーション等)	進捗状況を踏まえて見直し

『液体廃棄物については、地元関係者の御理解を得ながら対策を実施することとし、海洋への安易な放出は行わない。海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。』という現行の方針は堅持

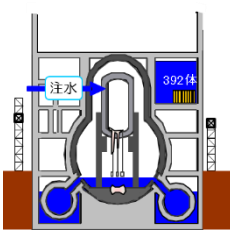
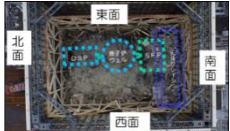
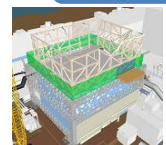


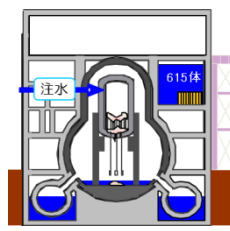
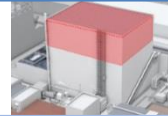

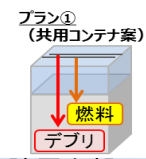
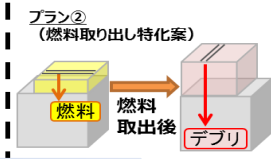
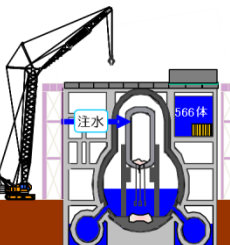


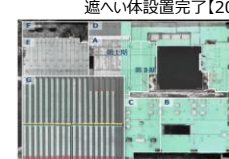
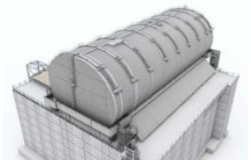



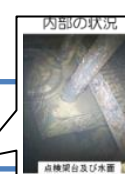
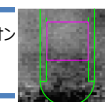


汚染水対策の進捗と今後の見通し

これまでの取組と成果 (～2017年3月)		今後の見通し	
近づけない	建屋への地下水流入量 約400m ³ /日 (2011.6～2014.5)	地下水バイパス稼働【2014.5～】 2017年3月まで約27万トンの排水	サブドレン稼働【2015.9～】 2017年3月まで約30万トンの排水
		敷地舗装93%完了【2017.3時点】	凍土壁（陸側遮水壁）閉合 【2016.3 凍結開始】 【2016.10 海側凍結完了】
		約300m ³ /日 (2014.5～2015.9)	約120m ³ /日 (目標(100m ³ /日)水準概ね達成) (2017.3)
			凍土壁（陸側遮水壁）閉合 【2017.3 山側未凍結1箇所を除き凍結中】 4m盤での汲み上げ量：凍結開始前の日量 約400トンから約120トン(2017年3月)まで減
漏らさない	周辺海域の放射性物質濃度 ※南放水口付近のセシウム137の値 約1万Bq/L (2011.3) (月平均)	水ガラスによる地盤改良【2014.3】	海側遮水壁閉合【2015.10】 これに伴い地下水ドレンからの汲み上げを開始【2015.11】
		溶接型タンクの増設【2017.3時点】 溶接型タンクは約86万トン (総容量約98万トンの約9割)	タンク増設計画 新規増設やフランジ型タンクのリプレース等により、2020年までに約137万トンの溶接型タンクを設置予定。
		検出限界値 (0.7Bq/L)未満 (2017.3)	フランジ型タンクの処理 二重堰の設置などの漏えい防止策や側板フランジ部への防水シール材等による予防保全策、1日4回のパトロール等を実施し、2018年まで使用を継続。
取り除く	敷地境界の追加的な実効線量 約11mSv/年 (2012.3)	タンク内汚染水の処理が概ね完了【2015.5】 →累計約76万m ³ 更なるリスク低減の観点から、ALPS処理を継続	トレンチ内汚染水の処理が全て完了【2015.12】 →累計約1万m ³
		1mSv/年未満 (2016.3達成)	ALPS処理水の長期的取扱いの検討 【2016.9多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会設置】
建屋内滞留水処理	1号機タービン建屋を循環注水ラインから切り離し【2016.3】	1号機タービン建屋内の床面露出【2017.3】	建屋内滞留水の処理完了【2020年内】
	復水器内の高濃度汚染水処理 1号機抜き取り開始【2016.10】	建屋滞留水放射性物質の2014年度末比半減【2017.1】	

<その他>

- K排水路の港湾内への付け替え【2016.3】
- 一般作業服着用可能エリアの拡大【2016.3】
- 廃炉・汚染水対策に従事している作業チームへの感謝状授与【2016.4】
- 廃棄物の処理処分に関する基本的な考え方のとりまとめ【2017年度内】

廃炉対策の進捗と今後の見通し

対策		2015年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022				
燃料取り出し	1号機	 <p>392体</p> <p>注水</p> <p>ガスの飛散防止対策を実施後、建屋カバー撤去開始【2015.10時点】で屋根パネルは全て撤去【2015.10時点】</p>  <p>東面 北西 南西</p>	<p>建屋カバー撤去完了【2016.11】</p>  <p>上段・中段・下段のプラグにズレを確認</p>  <p>上段 中段 下段 原子炉圧力容器頂部</p>	<p><取り出し開始時（2020年度）のイメージ></p>  <p>燃料取り出し（2020年度）</p>									
	2号機	 <p>615体</p> <p>注水</p> <p>取り出しプラン選定に先立ち、2号機建屋上部の解体箇所所決定【2015.11】</p> 	<p>オペレーティングフロアへアクセスするための構台の設置開始【2016.9】</p> 	<p><取り出しプラン（2017年度決定）のイメージ></p> <p>プラン①（共用コンテナ案）</p>  <p>燃料 デブリ</p> <p>プラン②（燃料取り出し特化案）</p>  <p>燃料 燃料取出後 デブリ</p> <p>建屋上部解体等</p> <p>燃料取り出し（2020年度）</p>									
	3号機	 <p>566体</p> <p>注水</p> <p>(参考) 事故当初のオペレーティングフロア</p>  <p>使用済燃料プール内の最大のガレキ（約25t）を撤去完了【2015.8】</p> 	<p>取出装置の設置開始【2017.11】</p> <p>オペレーティングフロアの除染完了【2016.6】</p> <p>遮へい体設置完了【2016.12】</p> 	<p><取り出し開始時（2018年度中頃）のイメージ></p>  <p>燃料取り出し（2018年度中頃）</p>									
デブリ取り出し	1号機	<p>宇宙線ミュオン内部調査【2015.5】</p> <p>「ヘビ型」ロボット内部調査【2015.4】</p> 	<p>検査遠隔技術開発センター本格運用開始 （2016.4）</p> 	<p>前回の調査結果を踏まえた、詳細な内部調査を実施【2017.3】</p> 	<p>引き続き、国内外の叡智を結集し、研究開発を実施。</p> <p>宇宙線ミュオン内部調査（5月～）</p> <p>水中ロボットによる内部調査（7月）</p> <p>デブリ取り出し方針決定（9月目途）</p> <p>初号機デブリ取り出し方法確定（上半期）</p>								
	2号機	<p>内部の状況</p>  <p>宇宙線ミュオン内部調査【2016.7】</p> 	<p>「サソリ型」ロボット等内部調査【2017.1～2】</p> 										
	3号機	<p>ロボット内部調査に向けた事前調査を実施【2015.10】</p> 	<p>検査遠隔技術開発センター本格運用開始 （2016.4）</p>										

- 事故から6年後の平成29年春までに、大熊町・双葉町を除き、全ての居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除。

● 居住制限区域、避難指示解除準備区域の解除の経緯

平成26年 4月 1日	：	田村市	居住者数：246人(80%)、居住世帯数：86世帯（平成29年4月30日現在）
平成26年10月 1日	：	川内村	（一部）
平成27年 9月 5日	：	楢葉町	居住者数：1,616人(22%)、居住世帯数：854世帯（平成29年4月30日現在）
平成28年 6月12日	：	葛尾村	居住者数：135人(10%)、居住世帯数：73世帯（平成29年5月1日現在）
平成28年 6月14日	：	川内村	居住者数：2,185人(80%)、居住世帯数：917世帯（平成29年5月1日現在）
平成28年 7月12日	：	南相馬市	居住者数：2,152人(22%)、居住世帯数：1,002世帯（平成29年5月12日現在）
平成29年 3月 31日	：	飯館村	居住者数：303人、居住世帯数：153世帯（平成29年5月1日現在）
		川俣町	居住者数：139人(12%)、居住世帯数：64世帯（平成29年5月1日現在）
		浪江町	居住者数、居住世帯数：集計中
平成29年 4月 1日	：	富岡町	居住者数：128人、居住世帯数：86世帯（平成29年5月1日現在）

● 大熊町、双葉町（町の96%が帰還困難区域(人口ベース)）

- ・ 大熊町：大川原地区（居住制限区域）・中屋敷地区（避難指示解除準備区域）において、28年8月に初の特例宿泊を実施。秋彼岸（28年9月）、GW（29年4-5月）においても実施。
- ・ 双葉町：28年12月20日に「復興まちづくり計画（第二次）」を公表。

（中野地区（避難指示解除準備区域）においては、まずは新産業創出ゾーンの施設につき、30年頃一部供用開始を目指し、整備予定。）

帰還困難区域の取扱いについて

- 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」(H28.8.31 原災本部・復興推進会議共同決定) (抄)
 - 帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する
 - 広域的なネットワークを構成する主要道路の整備も行う
 - 除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行う
 - これを実現するため国は、法制度、予算等を措置する
- H28.8.31 復興推進会議・原子力災害対策本部会議合同会議における総理発言 (抄)

この基本方針をもとに、帰還困難区域の復興に一日も早く着手する。関係大臣は、地元の意見を踏まえながら年末を目途に具体策を検討し、関係法案の次期通常国会への提出や、来年度からの必要な予算等の措置に向けて、作業を進めること。
- 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日 閣議決定) (抄)
 - 特定復興拠点を整備する計画等を盛り込んだ福島特措法の改正法案の国会への提出。
 - 整備計画の実施に係る費用の負担については、東京電力に求償せず、国の負担により実施。 等
- 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成29年5月12日 成立) (抄)
 - 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設。 等

官民合同チーム新体制について

- ▶ 平成27年6月に閣議決定された「改定福島復興指針」に基づき、原子力災害による被災事業者の自立支援に取り組んでいくため、平成27年8月24日に、国、福島県、民間の3者の構成による福島相双復興官民合同チームが創設。
- ▶ 事業者の個別訪問を実施、専門家によるコンサルティングや国の支援策の活用等を通じ、事業再開や自立を支援。
- ▶ 現在、チーム員は総勢263人体制で、福島、南相馬、いわき、東京の計4支部に常駐。商工業者への個別訪問に加え、今年4月から農業者への個別訪問を実施。
- ▶ 今般、福島特措法が改正され、チームの中核である（公社）福島相双復興推進機構に、国職員が派遣されたことで、国・県・民間の職員がより一体的に業務を行えるよう体制が強化。

⇒中核組織となる「福島相双復興推進機構（官民合同チーム）」を中心として新体制スタート（平成29年7月1日から）

旧・官民合同チーム

チーム長：福井（一社）福島相双復興推進機構理事長

副チーム長：立岡 元経済産業事務次官

国

福島県

（一社※）福島相双復興推進機構

企画調整グループ

訪問グループ

コンサルティンググループ

営農再開グループ

新・官民合同チーム

チーム長：福井（公社）福島相双復興推進機構理事長

副チーム長：立岡 元経済産業事務次官

（公社）福島相双復興推進機構

国

福島県

総務調整グループ

企画グループ

事業者支援
グループ

地域・生活支援
グループ

営農再開グループ

（※）平成28年12月、公益社団法人の認定を取得。

官民合同チームの活動状況

- 官民合同チーム創設以来約2年の間に、4,700者の事業者を訪問、うち約3,100者の事業者を再訪問。総訪問回数は延べ約16,000回。
- 被災事業者のなりわい再建のために、自立支援策（平成27年度補正及び平成28年度当初予算：約241億円、平成29年度当初予算：約54億円）を活用した支援を実施。
- チーム内の営農再開グループの体制を強化し、本年4月11日から、農業者への個別訪問を開始。

（訪問活動）

平成29年7月末時点

事業者連絡者数： 6,620者

初回訪問者数： 4,700者

再訪問件数： 3,103者

※農業者への個別訪問件数は含まない

（コンサルティング活動）

人員体制： 65名

訪問事業者数： 724者

総訪問回数(※) 16,076回

※ 初回訪問、再訪問、コンサルティング活動による事業者訪問回数の合計

被災12市町村の事業者の自立等支援策

平成27年度補正:228億円(基金) 平成28年度:13.2億円 平成28年度補正:1.5億円 平成29年度:54.2億円

I 事業者の方々に寄り添った訪問・相談支援の強化

27年度補正:82億円(基金)

官民合同チームにおける、専門家による訪問、相談支援体制を強化。コンサルタント、中小企業診断士等の専門家を交えたチームを構築し、事業再開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者寄り添った訪問・相談支援を実施。29年度からは、支援の対象を市町村に拡大。

II 事業・生業の再開等を行う方々への思い切った支援

1. 人材確保支援

①人材マッチングによる人材確保支援

28年度:5億円

29年度:5億円

- 12市町村内外からの人材確保を図るため、人材コーディネーターによる人材マッチングを行う。
- 引越等の移転を伴う就職者に対して、支度金を給付。

②被災地における雇用支援(緊急雇用創出事業臨時特例基金にて対応)

- 産業施策と一体となった雇用面での支援を行い、産業の早期自立と安定的な雇用の確保を図るため、被災求職者を雇用した事業者に対して一定額を補助。

③自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【28年度:320億円(基金)、29年度:185億円(積増)】

- 福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新増設を行う企業を支援。従来の製造業に加え、卸、小売業等も対象とするとともに、社宅等も対象。

3. 販路開拓等支援

28年度:3.7億円

29年度:3.7億円

○6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業

販路開拓や新ビジネス創出に向けた事業者間マッチングを行うとともに、経営者に伴走する専門家を派遣。

2. 設備投資等支援

27年度補正:74億円(基金)

29年度:38億円(積増)

○中小・小規模事業者の事業再開等支援

- 12市町村で被災した中小・小規模事業者の自立を集中的に支援し、まち機能の早期回復を図るため、事業者の事業再開等に要する設備投資等の費用の一部を補助。
- 29年度からは、地元での再開が困難な帰還困難区域等の事業者が、12市町村外で事業再開する場合の補助率を3/4とする等の拡充を実施。

4. その他

①商工会議所・商工会の広域的な連携強化

28年度:1億円

29年度:1億円

各商工会議所・商工会が広域的に連携し、官民合同チームと協力しつつ、市町村の枠を超えた事業者間の連携を促進。また、事業者を対象としたセミナー開催などを実施。

②地域の伝統・魅力等の発信

28年度:0.5億円

29年度:0.5億円

地域の魅力や伝統工芸品・特産品等を国内外に発信するために展示会への出展等を行う事業者等を支援。

III 事業を譲渡される方々、事業再開に至らなかった方々の新たな生きがい・やりがい創出

○つながり創出を通じた地域活性化支援事業

28年度:1.6億円

29年度:1.6億円

地域の人と人のつながり回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組(例えば、地元地域の農・商工産品等を活用した取組、地域の防犯パトロール、技術の伝承など)を行うグループ等の活動を支援。

IV 事業者の帰還や事業再開を後押しする需要の喚起

①事業再開・帰還促進事業

27年度補正:72億円(基金)

市町村が各々の実情を踏まえ実施する、地元事業者からの購入を促す取組など需要喚起や住民の帰還を後押しする取組に関して、福島県に造成された基金から市町村へ交付金を交付。

②生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援

28年度:1.4億円

29年度:2.3億円

地元商店による共同配達や医療サービス等の移動・輸送手段等の支援。

V 震災後に12市町村で事業を始める方々への支援

○原子力災害被災地域における創業等支援事業

28年度補正:1.5億円

29年度:2.1億円

まち機能の回復に向け、新規創業や12市町村外からの事業展開等に際して必要となる設備投資等に対する補助を行うとともに、投資の活性化に向けた環境を整備。働く場・買い物をする場など「まち」の機能を早期に回復し、被災事業者によるなりわいの再建等を後押しする。




福島イノベーション・コースト構想について

- ◆ 平成26年6月、浜通り地域に新たな産業の創出を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（座長：内閣府原子力災害現地対策本部長）。重点分野は、廃炉研究、ロボット開発・実証、エネルギー、農林水産分野等。
- ◆ 福島ロボットテストフィールド等の拠点整備を進めるとともに、浜通り地域において地元企業が参画する研究開発プロジェクトに対する支援等を実施。
- ◆ 構想を「改正福島特措法」へ位置付けるとともに、関係閣僚会議の創設や福島県による推進法人の設立など、構想の具体化・実現へ向けて関係機関が緊密に連携して取り組む新たな枠組を構築。

現在の主な取組



■ 拠点整備 (例)

-  福島ロボットテストフィールド等 (南相馬市、浪江町) } **ロボット開発・実証**
-  檜葉遠隔技術開発センター (檜葉町) } **廃炉研究**
-  福島浮体式洋上ウインドファーム実証研究 (福島沖) } **エネルギー**

■ 実用化開発プロジェクト

浜通り地域内外の企業が連携して取り組む技術開発プロジェクトの費用を補助。(28年度は44件採択)

○採択プロジェクト (例)

- ・エネルギーロスを減少させるUAV実用化開発
- ・新技術によるレアメタルリサイクル実証
- ・ICTを活用した高付加価値営農モデルの開発実証

■ 農林水産分野

無人走行トラクタ等の開発実証を含む8つのプロジェクトを推進。



上) 無人走行トラクタ実証
下) 農業用アシストスーツ

■ 福島新エネ社会構想

福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル拠点とするため、

- ①再エネの導入拡大
 - ②水素社会実現のモデル構築
 - ③スマートコミュニティの構築
- を推進。

今後の方向性

避難指示解除の進展に伴う、住民の帰還、事業再開を見据え、「福島イノベーション・コースト構想」の更なる推進に向けて、以下に取り組む。

1. 産業集積の実現

- 官民合同チームと連携し、浜通り地域への企業立地を促進するとともに、進出企業のニーズと地元企業のシーズとのマッチングによるビジネス機会を創出。

2. 農業プロジェクトの加速

- 無人走行トラクタ、無人ヘリ・ドローン等の先端技術を導入し、農業の生産効率や安全性を向上。

3. 教育・人材育成の取組

- 浜通り地域の高校の特色を活かした新たな教育プログラムを開発。

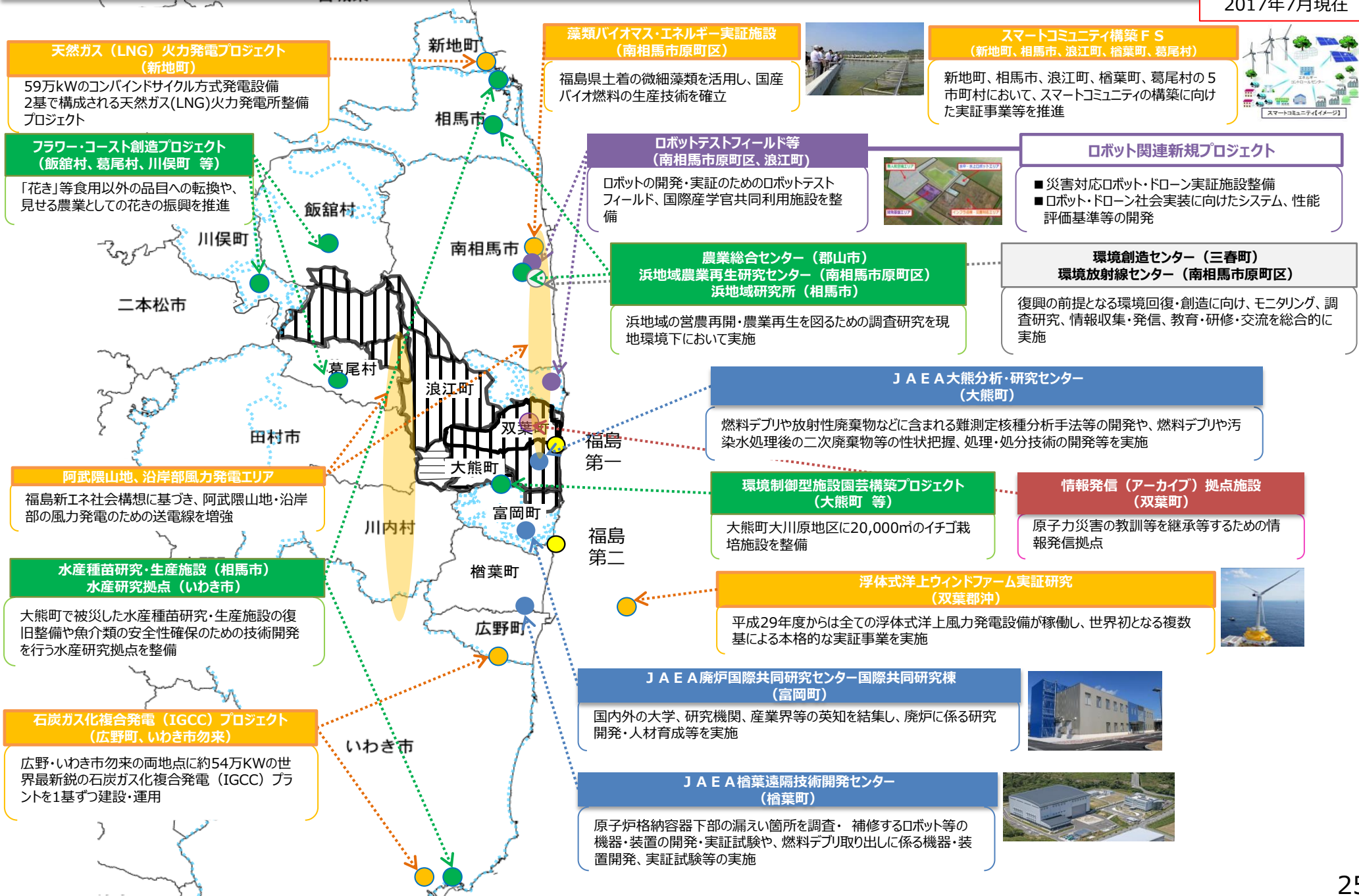
4. 推進体制の抜本強化

- 「改正福島特措法」に基づいて分科会の設置を位置づけるとともに、関係閣僚会議の創設など、推進体制を抜本的に強化。
- 福島県も、推進法人や県内企業等で構成される協議体を創設。

今後

福島イノベーション・コースト構想 主な拠点、プロジェクト、関連（研究）機関等

2017年7月現在



天然ガス（LNG）火力発電プロジェクト （新地町）

59万kWのコンバインドサイクル方式発電設備
2基で構成される天然ガス(LNG)火力発電所整備
プロジェクト

フラワー・コースト創造プロジェクト （飯館村、葛尾村、川俣町 等）

「花き」等食用以外の品目への転換や、
見せる農業としての花きの振興を推進

藻類バイオマス・エネルギー実証施設 （南相馬市原町区）

福島県土着の微細藻類を活用し、国産
バイオ燃料の生産技術を確立



スマートコミュニティ構築 F S （新地町、相馬市、浪江町、楡葉町、葛尾村）

新地町、相馬市、浪江町、楡葉町、葛尾村の5
市町村において、スマートコミュニティの構築に向け
た実証事業等を推進



ロボット関連新規プロジェクト

- 災害対応ロボット・ドローン実証施設整備
- ロボット・ドローン社会実装に向けたシステム、性能
評価基準等の開発

ロボットテストフィールド等 （南相馬市原町区、浪江町）

ロボットの開発・実証のためのロボットテスト
フィールド、国際産学官共同利用施設を整
備



農業総合センター（郡山市） 浜地域農業再生研究センター（南相馬市原町区） 浜地域研究所（相馬市）

浜地域の営農再開・農業再生を図るための調査研究を現
地環境下において実施

環境創造センター（三春町） 環境放射線センター（南相馬市原町区）

復興の前提となる環境回復・創造に向け、モニタリング、調
査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流を総合的に
実施

JAEA大熊分析・研究センター （大熊町）

燃料デブリや放射性廃棄物などに含まれる難測定核種分析手法等の開発や、燃料デブリや汚
染水処理後の二次廃棄物等の性状把握、処理・処分技術の開発等を実施

環境制御型施設園芸構築プロジェクト （大熊町 等）

大熊町大川原地区に20,000㎡のイチゴ栽
培施設を整備

情報発信（アーカイブ）拠点施設 （双葉町）

原子力災害の教訓等を継承等するための情
報発信拠点

阿武隈山地、沿岸部風力発電エリア

福島新エネ社会構想に基づき、阿武隈山地・沿岸
部の風力発電のための送電線を増強

水産種苗研究・生産施設（相馬市） 水産研究拠点（いわき市）

大熊町で被災した水産種苗研究・生産施設の復
旧整備や魚介類の安全性確保のための技術開発
を行う水産研究拠点を整備

石炭ガス化複合発電（IGCC）プロジェクト （広野町、いわき市勿来）

広野・いわき市勿来の両地点に約54万KWの世界最新鋭の石炭ガス化複合発電（IGCC）プラ
ントを1基ずつ建設・運用

浮体式洋上ウインドファーム実証研究 （楡葉郡沖）

平成29年度からは全ての浮体式洋上風力発電設備が稼働し、世界初となる複数
基による本格的な実証事業を実施



JAEA 廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟 （富岡町）

国内外の大学、研究機関、産業界等の英知を結集し、廃炉に係る研究
開発・人材育成等を実施



JAEA 楡葉遠隔技術開発センター （楡葉町）

原子炉格納容器下部の漏えい箇所を調査・補修するロボット等の
機器・装置の開発・実証試験や、燃料デブリ取り出しに係る機器・装
置開発、実証試験等の実施



福島イノベーション・コースト構想関連予算（平成29年度予算額 101.4億円（144.8億円））

- 福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、拠点の整備を推進するとともに、地域産業の復興に資する実用化開発等を支援し、プロジェクトの事業化と具体化を図る。

農林水産省関係の取組

先端農林業ロボット研究開発事業

29年度：0.9億円（1.0億円）

- ・ 浜通り地域における農作業等の超省力化の実現に向けて、地域条件に適合するロボット等の先端技術の開発及び改良・実証等を支援。
- ・ 有人-無人型の自動走行システムを搭載したロボットトラクターや傾斜の急な法面等の除草管理作業に活用できる除草ロボット等の開発を行う。



（ロボットトラクター）



（除草ロボット）

福島県水産試験研究拠点整備事業

29年度：2.9億円（0.4億円）

- ・ 放射性物質関連の研究や漁業の復興に資する研究課題に対応するため、研究施設の整備等を支援。



イメージ図



経済産業省関係の取組

ロボットテストフィールド

29年度：13.1億円（51.0億円）

- ・ 福島浜通り地域において、福島県の重点産業であるロボット分野の地元中小企業や県外先進企業による産業集積を構築し、被災地の自立と地方創生のモデルを形成するため、ロボットテストフィールド及び研究開発施設等を整備する。



イメージ図

共同利用施設（ロボット技術開発等関連）

29年度：12.8億円（21.7億円）

- ・ 福島県浜通り地域においてロボット分野等の先進的な共同利用施設の整備、設備等の導入等を行う。



イメージ図

地域復興実用化開発等促進事業

29年度：69.7億円（69.7億円）

- ・ ロボット技術等イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。

実現可能性調査（FS調査）

29年度：2.0億円（1.0億円）

- ・ 今後プロジェクトの具体化を進めて行くに当たり必要な調査等を実施する。

福島復興特措法（2017年5月）

● 特定復興再生拠点区域の復興・再生に向けた制度整備、被災事業者の生業の復興・再生を担う組織の体制強化、浜通り地域の新たな産業基盤の構築、福島県産農林水産物等の風評払拭等に必要な措置を講ずる。

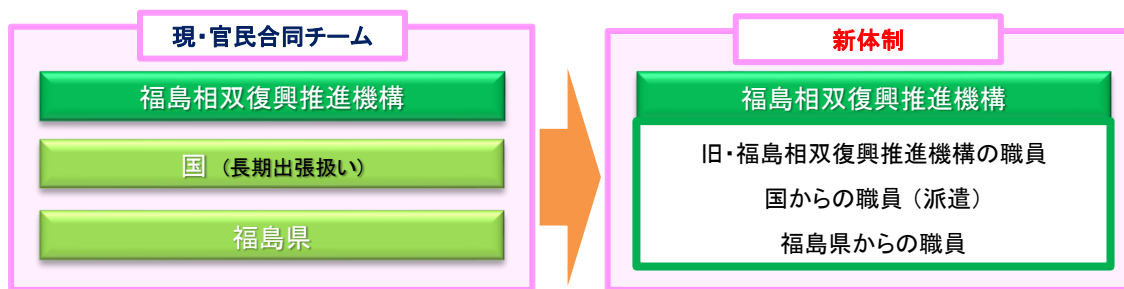
1. 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

市町村長は、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進するための計画を作成。同計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合、以下の制度等を活用できるようにする。

- 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- 道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行
- 被災事業者の事業再開や新規事業者の立地促進に必要な設備投資等に係る課税の特例
- 全面買収方式により新市街地を整備する「一団地の復興再生拠点整備制度」の適用

2. 官民合同チームの体制強化

被災事業者の事業・生業の再建を支援する官民合同チーム（国、福島県、福島相双復興推進機構等から構成）について、各職員が一元的な指揮命令の下、一体的に業務を行えるよう、同チームの中核である（公社）福島相双復興推進機構を法律に位置付け、国の職員をその身分を保有したまま同機構へ派遣できること等を可能とする。



3. 「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化

浜通り地域における「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」を一層推進するため、同構想に係る取組を推進する区域（福島国際研究産業都市区域）や当該取組を法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボットの新製品・新技術の開発促進のための国有の試験研究施設の低廉使用を可能とする。また、「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に分科会を創設し、同構想を関係機関等が連携・協力して推進するための枠組みを整備する。

4. 風評被害払拭への対応

福島県産農林水産物等の風評被害の払拭に向け、販売等の実態調査や当該調査に基づく指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付ける。

※このほか、①被災12市町村の帰還環境整備に取り組むまちづくり会社等、②子どもへのいじめの防止のための対策、③地域住民の交通手段の確保についても、その後押しを行うため、法律に位置付ける。

福島新エネ社会構想

- イノベーション・コースト構想における**再生可能エネルギー等のエネルギー分野における取組みを加速し、その成果も活用しつつ、福島復興の後押しを一層強化するべく、福島全県を**未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点**とすることを**目指す。（2016年9月7日／福島新エネ社会構想実現会議）

イノベーション・コースト構想 エネルギー関連産業プロジェクト

再エネの導入拡大

- 産総研福島再エネ研究所
・2014年4月開設、郡山市
- 福島浮体式洋上風力
・2013年に2MW、2015年に7MW基を設置・稼動、2016年中に5MWを設置
- 再生可能エネルギー導入支援
・FITに加えて設備導入を支援
- 系統用大型蓄電池実証
・東北電力南相馬変電所(2016年2月運転開始)

水素社会実現のモデル構築

- 水素キャリア（MCH）に関する基盤技術研究
・産総研福島再エネ研究所（2014年～）

スマートコミュニティの構築

- 復興まちづくりのためのスマートコミュニティ形成プロジェクトの実施

取組加速化
成果活用

新たな
取組
の展開

福島全県を未来の新エネ社会を先取りする モデル拠点

- 各省予算プロジェクトの福島での集中実施
- 福島発の技術、モデルの国内外への発信
・在京外交団の視察ツアー、水素関連国際会議の開催

再エネの導入拡大

～更なる導入拡大に向けた送電網の増強等～

- 阿武隈、双葉エリアの風力発電のための送電線増強

水素社会実現のモデル構築

～再エネから水素を「作り」「貯め・運び」「使う」一貫通貫モデルを創出～

- 再エネを活用した大規模水素製造（世界最大1万kW級）
- 次世代の水素輸送・貯蔵技術の実証（東京2020オリパラ競技大会期間中の活用）
- 水素利用の拡大
・水素ステーション整備の支援、FCV、FCバス、FCフォークリフトの導入拡大

スマートコミュニティの構築

～再エネ・水素活用による復興まちづくりを後押し～

- CO2フリー水素タウンのモデル創出
- 全県大への展開（F S調査の実施）

福島産農林水産物の風評払拭に向けた取り組み

- 従来のテレビCM等を活用したPRに留まらず、生産・流通・販売の全段階において、風評の払拭に向けた対策を抜本的に強化。

生産段階

- GAP取得支援
- 全量全袋検査や
モニタリングの支援 等

流通段階

- 流通実態調査
国が卸・仲卸100社以上、小売20社以上等を調査。
⇒国は、調査結果に基づき、事業者に指導・助言等の措置を講ずる。(改正福島特措法に明記)

販売段階

- 福島産の農産品等を置く販売スペースの確保
- オンラインストアにおける販売の支援 等

「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」の創設

国・県・JAで連携し、風評被害の実態や施策の効果を継続的に検証し、有効かつ具体的な施策を実施する観点から、本年2月に設置。

流通実態調査の進め方、「どこに行けば福島産の農産品を買えるか」という効果的な情報発信のあり方等について議論。

- メンバー：国（内閣府原子力災害被災者支援チーム／経済産業省、復興庁、農林水産省）、福島県、JAグループ（JA福島中央会、JA全農福島、福島県内JA）
- 開催実績：平成29年2月6日 第1回協議会
平成29年4月28日 第2回協議会
平成29年6月5日 第3回協議会